

令和8年度

鬼怒川南部国営施設応急対策事業

幹線水路整備工事（ゲート製作据付その2）

特 別 仕 様 書

（当初）

関東農政局栃木南部農業水利事業所
鬼怒川南部支所

第1章 総 則

鬼怒川南部国営施設応急対策事業幹線水路整備工事(ゲート製作据付その2)の施工に当たっては、農林水産省農村振興局制定「施設機械工事等共通仕様書」(以下「共通仕様書(施)」という。)及び「土木工事共通仕様書」(以下「共通仕様書(土)」という。)に基づいて実施する。同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

第2章 工事内容

1. 目 的

この工事は、国営鬼怒川南部農業水利事業により造成された農業水利施設の機能保全のため、国営鬼怒川南部土地改良事業計画に基づき、導水幹線水路に附帯するゲート設備の改修を行うものである。

2. 工事場所

栃木県真岡市長田地内ほか

3. 工事概要

本工事は、導水幹線水路及に附帯するゲート設備の改修を行う工事であり、その概要は次のとおりである。

(1) 導水幹線水路附帯ゲート設備 (3施設)

1) 扉 体	4 門
2) 戸 当 り	3 門
3) 開閉装置	4 基
4) 電気設備	1 式
5) 鋼製付属設備	1 式
6) 土木補強工(柳林放流工 制水ゲート)	1 式

4. 工事数量

別紙「工事数量表」のほか、第10章設計、第11章構造及び製作、第13章電気通信設備に示すとおりである。

5. 施工範囲

(1) 本工事の施工範囲は、第2章3 工事概要に示すゲート設備の設計、製作、既設ゲート設備の撤去(既設戸当り撤去、コンクリート撤去等を含む)、輸送、据付、試運転調整までの一切とする。

(2) 次に示すものは本工事の施工対象外とする。

1) 責任分界点までの引き込み工事

第3章 施工条件

1. 工程制限

各施設の既設ゲート設備の撤去等現場作業は、非かんがい期となる令和8年9月26日から

可能である。

2. 工事期間中の休業日

工事期間中の休業日は次のとおりとする。

- (1) 工場製作の工事期間には、休日等 4 週 8 休を見込んでいる。
- (2) 現場据付の工事期間には雨天、休日等 1 3 日／月を見込んでいる。
(なお、休日等は土曜日、日曜日、祝日、夏季休暇、年末年始休暇である。)

3. 作業時間の制限

住宅に隣接する施設の施工は、午前 8 時 3 0 時～午後 5 時までとするが、詳細については別途指示する。

4. 施工しない日

原則、土曜日及び日曜日、夏季休暇（8 月 12 日～8 月 14 日）、年末年始休暇（12 月 29 日～1 月 3 日）。

ただし、週休 2 日の取得に要する費用の計上の試行工事のうち週休 2 日の実施を取り組む工事については、提出する実施計画書によるものとする。

なお、冬期間の気象条件等により上記の施工しない日においてやむをえず施工が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

5. 施工しない時間帯

原則、平日の午後 5 時から午前 8 時まで。

なお、冬期間の気象条件等により上記の施工しない時間帯においてやむをえず施工が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

6. 現場技術員

本工事は、共通仕様書(施)第 1 章 1-1-13 に規定している現場技術員を配置する。氏名等については、別に通知する。

第 4 章 現場条件

1. 既設備等との受渡条件

本工事で既設設備等に接続する内容は次のとおりである。

- (1) 電動開閉装置によるゲート設備の電力は、東京電力エナジーパートナー株式会社 200V（三相、3 線、50Hz）で受電するものとする。

なお、東京電力エナジーパートナー株式会社との責任分界点は、既設流用予定である引込柱に設置する引込開閉器盤とする。

2. 搬入路

現場への搬入は、別途図面に示すとおりとする。

3. 第三者に対する措置

(1) 保安対策

本工事における交通誘導警備員は計上していないが、現地の交通状況等により必要な場合は、監督職員と協議するものとする。

(2) その他

既設構造物及び第三者に損害を与えた場合は、受注者の責任で処理するものとする。

4. 関係機関との調整

受注者は、電源引込及び受電申込について電力会社と必要な調整を行わなければならない。

第5章 提出図書等

1. 承諾図書

共通仕様書（施）第1章1-1-8に示す実施仕様書・計算書及び詳細図の提出は工事の始期から30日以内に提出するものとする。また、承諾・不承諾は、提出があった日から15日以内に文書で通知するものとする。

2. 施工図

受注者は、施工図が第三者の有する著作権を侵害し、発注者が著作権法に従い第三者に損害の回復等の処置を講じなければならないときは、発注者にかわり、その損害を負担し、又は回復等の処置を講ずるものとする。

第6章 仮 設

1. 工事用電力

据付工事に使用する電力設備及び電力料金は、受注者の負担とする。

2. 水替工

本工事において水替工は想定していないが、必要な場合、監督職員と協議するものとする。

第7章 工事用地等

1. 発注者が確保している用地

発注者が確保している工事施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）は、水路敷地内を予定している。

2. 工事用地等の使用及び返還

工事用地等の返還に当たっては、使用条件に基づき必要な措置を講じた後、監督職員の確認を受けなければならない。

なお、発注者が地権者に返還する際には立会いしなければならない。

第8章 貸与する資料等

1. 貸与資料

本工事の施工において、関連する次の資料は貸与する。

(1) 資 料 名

鬼怒川南部国営施設応急対策事業 導水幹線水路ゲート設備実施設計業務報告書

(2) 貸与期間

工事契約から工事完成まで

(3) 返納場所

関東農政局 栃木南部農業水利事業所 鬼怒川南部支所

(4) 貸与条件

貸与資料の内容については、発注者の許可なく他に公表してはならない。

第9章 試運転調整

本工事の試運転調整に要する電力費は受注者において負担とする。

なお、試運転調整の実施に当たっては、事前に詳細な実施計画書を作成し、監督職員に提出して承諾を得るものとする。

第10章 設 計

1. 一般事項

- (1) 受注者は、本章に示す設計条件等に基づき設計図書及び第8章第1項の貸与する資料等について照査し、設備の製造設計を行うものとする。
- (2) 土地改良事業計画設計基準、関係する諸基準及び規格を遵守し、設計条件及び設置条件に対して十分な強度、性能及び機能を有するものとする。
- (3) 耐久性及び安全性ならびに維持管理を考慮した構造とする。
- (4) 運転が確実で操作の容易なものとする。
- (5) 設計、製作、据付に当たって特許等を使用する場合はその詳細を明記するものとする。

2. 設計諸元

本水門設備計画は、次の条件により設計するものとする。

(1) 水門設備の設計諸元

[別紙設計諸元表]のとおり

3. 材 料

- (1) 主要材料は、JIS 規格品、又は同等品以上とする。
- (2) 構造計算の結果、決定する使用材料は、製鉄所のミルシート又は引張試験成績書等を提出し、監督職員の承諾を受けるものとする。

第11章 構造及び製作

1. 一般事項

- (1) 本設備の製作に必要な機器及び材料は、共通仕様書(施)第2章「機器及び材料」及び第4章「水門設備」によるものとする。
- (2) 本設備の構造及び製作は、共通仕様書(施)第3章「共通施工」及び第4章「水門設備」によるものとする。

- (3) 本設備は、共通仕様書(施)第4章「水門設備」によるものとするが、受注者の新技術及び新製品等があれば提案を行うことが可能である。
- (4) 水門設備の主要部は運転開始から長期の運転に耐えうる設計を行うこと。

2. ゲート設備

本工事で使用するゲート設備の仕様及び数量は以下のとおりとする。

(1) 扉体

- 1) 扉体は、水圧等の予測される荷重に対して十分な強度と剛性を有する構造とする。
- 2) 水密部の構造及び水密材料は、使用目的に応じた適切な形状と耐久性に富んだもので、且つ、全閉時に必要な水密を確実に保持できるものとする。

(2) 戸当り

- 1) 戸当り金物に作用する荷重を本体コンクリートに伝達するため、確実に固定する。
- 2) 側部戸当りは、必要な水密が確実に保持できるよう均一な平滑度を有するものとする。

(3) 開閉装置一般事項

- 1) 引上げ式ゲートについてはラック式開閉装置とし、電動の場合は盤搭載型とする。

(4) ラック式開閉装置 盤搭載型

1) 機器仕様

- ①操作荷重：20kN（電動 単動）各1台（長田分水工、油川分水工）
30kN（電動 連動）各1台（柳林放流工（制水ゲート））
50kN（電動 連動）各1台（柳林放流工（放流ゲート））

②ラック棒 SUS304 相当品

- 長田分水工 2. 1 m
柳林放流工（制水ゲート） 3. 0 m
柳林放流工（放流ゲート） 4. 6 m
油川分水工 3. 4 m

③ラック継手・吊りピン SCS13 6個（各施設合計）

2) 電動ラック式開閉装置は以下の機器構成を標準とする。

減速機本体、電動機、過負荷防止装置、上下制御開閉装置、非常上制限開閉装置、遠心力式ブレーキ、電動・手動切換装置（インターロック機能付）、手動ハンドル（施錠機能付）、急速閉鎖（自重降下）装置（レバー式・施錠機能付）、時計式開度計（現場指示）、油面計、スペースヒータ、スタンド、架台（単動のみ）、取付用ボルト・ナット、ラックカバー（1 m）、連動式の場合の連動軸、連動軸継手、手元操作盤が設置される施設には開度発信機（ポテンショ式（油浸形アレスタ付き）及びR/I変換機、その他必要なもの。

3) ラック手動開閉装置は以下の機器構成を標準とする。

減速機本体、遠心力式ブレーキ、手動ハンドル（施錠機能付）、急速閉鎖（自重降下）装置（レバー式・施錠機能付）、時計式開度計（現場指示）、油面計、スタンド、架台（単動のみ）、取付用ボルト・ナット、ラックカバー、連動式の場合の連動軸、連動軸継手、その他必要なもの。

4) ラック棒の材質はSUS304相当品とする。

- (5) 連動式開閉装置は一体化された共通架台に固定し、架台を固定する基礎ボルトは引き抜きに十分耐えられる強度を有するものとする。
- (6) ラック棒の座屈防止のために、必要に応じて中間振止金物を設置する。

3. 管理設備

- (1) 既設手摺りについては、コンクリート境界部で切断するものと、切断部の空洞には雨水等が浸入しないようモルタル等を充填するものとする。

第12章 運転操作・制御方式

1. 運転管理

電動開閉装置を設置する施設については、将来の水管理設備等を導入する場合に備え、機側操作盤にはゲートの状態表示（全開、全閉）、故障表示（故障一括）、操作信号（開、閉）ゲート開度信号の受け渡しが行えるよう端子台を用意するものとする。

信号等の情報の受け渡し方法は、次による。

- (1) 監視信号 無電圧接点信号 (DC110V 50mA)
- (2) アナログ計測信号 DC4～20mA
- (3) 制御信号 無電圧接点信号 (DC110V 50mA 又は DC24V 30mA 又は DC24V 100mA)
 有電圧接点信号 (DC24V 又は DC100V)

第13章 電気通信設備

1. 一般事項

- (1) 電気設備に関する一般仕様は、「電気設備標準機器仕様書」（令和元年6月農林水産省農村振興局）に準ずるものとする。各設備、機器、器具毎の仕様、適用規格等（JIS、JEC、JEM等）、電気設備標準機器仕様書に対する特記、追加事項はこの特別仕様書による。
- (2) 使用する機器、器具等は日本国内で調達可能なものとする。
- (3) 本工事に必要な予備品は、共通仕様書(施)第4章第7節によるものとする。
- (4) 機側操作盤は開閉装置搭載型とし、メーカーの標準仕様によるものとするが、電源・接地線・信号回路等の外部との接続部分には、接地等の確実な耐雷対策を行うものとする。
- (5) スペースヒータはスナップスイッチ及びサーモスタットにより、入・切する。なお、標準仕様でサーモスタットのみでのスイッチ切り替えになる場合は、監督職員に承諾を得るものとする。

2. 設備概要

本ゲート設備の電気設備は、東京電力エナジーパートナー 200V（三相3線、50Hz）で受電するものとする。

なお、東京電力エナジーパートナーとの責任分界点は引込柱の一次側接続点とする。

3. 負荷設備等

- (1) 負荷設備（開閉装置用電動機）（盤搭載型）
 - 1) 形 式 低圧三相かご形誘導電動機（ブレーキ付）

- 2) 絶縁の種類 F種
- 3) 保護形式 屋外全閉形フランジ形
- 4) 極数 4極又は6極
- 5) 電圧 200V
- 6) 周波数 50Hz
- 7) 時間定格 連続定格
- 8) 起動トルク 定格トルクの200%以上
- 9) 最大トルク 定格トルクの300%以下
- 10) ブレーキ容量 定格トルクの150%程度
- 11) 操作盤機器仕様
 - ① 形式 電動開閉機搭載型操作盤（ダム堰対応型）
 - ② 使用場所 屋外
 - ③ 材質 外板 SUS304
 - ④ 用途 ゲート操作
- ⑤ 盤面取付機器
 - ア) 交流電流計 1個
 - イ) 交流電圧計 1個
 - ウ) 状態表示器 1式
 - エ) 故障表示器 1式
 - オ) 操作場所切換スイッチ 1個
 - カ) 操作スイッチ 1式
 - キ) 非常停止スイッチ 1個
- ⑥ 盤内取付機器
 - ア) 配線用遮断器 1式
 - イ) 3要素継電器 1式
 - ウ) 可逆電磁接触器 1式
 - エ) スペースヒータ 1式
 - オ) 電源用避雷器 1式
 - カ) その他必要なもの 1式

(2) 引込開閉器盤

上部扉内に電力会社支給の電力量計等を収納するとともに、下部扉内に漏電遮断器を内蔵し、施設内各設備への配電を行う。

- 1) 機器仕様 B300×H800×W200 程度
- ① 形式 装柱型
- ② 使用場所 屋外（引込柱に取付）
- ③ 材質 SUS304
- ④ 盤内取付機器
 - ア) 漏電遮断器 1式
 - イ) その他必要なもの 1式

(3) 手元操作盤

開閉装置搭載型機側操作盤へ開・停止・閉の信号を送るとともに、ゲート設備の状態（電源、全開・全閉：点灯）、故障（故障一括で点灯）の表示及び開閉装置に付属する開度発信機、変換機から出力されるアナログ計測信号（DC4～20mA）をデジタル表示器によりゲート開度を表示する機能を有する。また、本体子扉の開閉（ドアスイッチの ON-OFF）により、開閉装置搭載型機側操作盤と手元操作盤との操作場所の切替が行えるものとする。なお、開度信号には避雷器を設置するものとする。

1) 機器仕様（2門操作用：柳林放流工、左右岸分水工）

- ① 形 式 壁掛け型（幅 500mm×高さ 800mm×奥行 250mm）
- ② 使用場所 屋外（堰柱に取付）
- ③ 材 質 SUS304
- ④ 用 途 ゲート遠隔監視操作
- ⑤ 盤内取付機器

ア) 状態表示器（集合表示灯，LED）	1 式
イ) 故障表示器（集合表示灯，LED）	1 式
ウ) 操作場所切換スイッチ	1 個（ドアスイッチ）
エ) 操作ボタン（開・停・閉）	6 個
オ) 操作ボタン（ランプテスト）	1 個
カ) 非常停止ボタン	1 個
キ) デジタル表示器（ゲート開度）	2 個
ク) スペースヒーター	1 式
ケ) その他必要なもの	1 式

第 14 章 塗 装

1. 一般事項

- (1) 塗装色は濃茶色系とする。
- (2) 塗装は各部の塗装仕様により施工するものとし、現場搬入後にタッチアップ程度の補修を行い仕上げるものとする。
- (3) 標準膜厚は各測定値の平均値とするが、最低膜厚は標準膜厚の 70%以上とする。
- (4) ステンレス部材並びにコンクリート埋設部材については塗装を行わないものとする。なお、ステンレス部材は、不動態化処理を行うものとする。
- (5) 手摺、拡幅操作台等の鋼製付属設備について溶融亜鉛メッキ（JIS H 8641 HDZT56）とする。

2. 施工方法

- (1) 塗装作業は、鋼材表面の素地調整を十分に行った後に実施し、一次プライマー及び各層の塗り重ねは塗装系に応じた塗装間隔を守り、各層毎に色分けを行い施工するものとする。
- (2) 工場での塗り残し部の塗装、現場補修等を行い、塗装を仕上げるものとする。

3. 塗装仕様

塗装仕様は次のとおりとする。

(1) 開閉装置・操作台

施工 場所	工 程	塗料等	標準 膜厚	塗色	塗装 方法
工場	素地調整	1種ケレン			
	1次プライマー	ジンクリッチプライマー (有機)	15 μ m	濃 茶 色 系	エアレススプレー
	第1層	エポキシ樹脂塗料下塗り (大気部用)	80 μ m		
	第2層	エポキシ樹脂塗料下塗り (大気部用)	80 μ m		
	第3層	ポリウレタン樹脂塗料中 塗り	40 μ m		
	第4層	ポリウレタン樹脂塗料中 塗り	30 μ m		

第15章 据 付

受注者は設計変更が生じ、契約変更に必要な測量・設計図書の作成を監督職員から指示された場合は、それに応ずるものとする。

なお、その経費については別途協議するものとする。

1. 一般事項

据付は、共通仕様書（施）第3章第8節から第13節によるものとし、特記及び追加事項は次によるものとする。

2. 据付基準点

本工事の据付基準点は、図面「施工位置図」に示すものを使用するものとする。

なお、基準点等のデータは、測地成果2000に対応したものである。

3. 輸 送

(1) 受注者は、輸送に先立ち関係法令に基づき、輸送方法、輸送ルートを決定し、安全な輸送を行わなければならない。

(2) 据付を行う設備及び機器等を、現場に一時仮置きする場合は、監督職員と協議するものとし、設備及び機器の保管には万全を期するものとする。

4. 機械設備

(1) 設備の配置は、操作及び保守点検が容易なように配置するものとする。

(2) 設備の据付に重機械を使用する場合は、既設構造物に損傷を与えないように留意するものとする。

(3) 扉体の据付に当たっては、損傷を与えないように、かつ機能を十分に発揮するように正確に据付なければならない。

(4) 水門設備の撤去・据付に当たっては、全てのゲートに、4.9t級のラフテレーンクレーンにより揚重作業を行うことを想定している。

なお、現地調査のうえ、上記により難しい場合は、監督職員と協議のうえ、必要と認められる場合は契約変更の対象とする。

5. 電気設備

(1) 既設電気配線、配管類の撤去は実績により変更で対応するので、撤去数量を監督職員に報告するものとする。

(2) 配線、配管は、土木構造物に沿った露出を原則とする。

(3) 電気設備を固定するアンカーボルトに、あと施工アンカーを使用する場合は、おねじ形の金属拡張アンカー又は接着系アンカーを使用するものとする。なお、めねじ形の金属拡張アンカーは原則として使用しないものとする。

(4) 機器等の据付は、地震時における水平移動・転倒等の事故を防止するため、法令・基準等に準拠した耐震計算を行い、監督職員の承諾を受け施工するものとする。なお、耐震クラスは「電気設備計画設計技術指針」に示すAクラス以上とする。

(5) 既設操作盤の1次側引込線の撤去については、受注者が電力会社に申請するものとする。なお、撤去に要する費用については発注者が負担するものとする。

6. 据付材料

本工事で据付時に使用する主要材料は、共通仕様書（施）第2章によるものとし、特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする

(1) 規格及び品質

1) 鋼 材

鉄筋コンクリート用異形棒鋼 JIS G 3112 SD295A

2) 電線等

①架橋ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル (CV) JIS C 3605

②高圧架橋ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル (CV) JIS C 3606

③ビニル絶縁電線 (IV) JIS C 3307

④制御用ビニル絶縁ビニルシースケーブル (CVV 又は CVVS) JIS C 3401

3) コンクリート

コンクリートはレディーミクストコンクリートとし、種類は次のとおりとする。

種類	呼び強度(N/mm ²)	スランプ(cm)	粗骨材の最大寸法(mm)	W/C (%)	セメントの種類	使用目的
鉄筋コンクリート	21	12	25	60 以下	B B	二次コンクリート

4) 高強度炭素繊維グリッド

①グリッド補強材

使用するグリッド補強材は以下の材料を想定しているが、これによらない場合は監督職員と協議するものとする。

項目	単位	規格	備考
補強繊維		高強度炭素繊維	平板
グリッド筋断面積	mm ²	6.6	
引張強度	N/mm ²	1,400	JSCE-E5311999
引張弾性率	N/mm ²	100,000	JSCE-E5311999
筋ピッチ	mm	100	

②リベットアンカー、ワッシャー

使用するリベットアンカー、ワッシャーは以下の材料を想定しているが、これによらない場合は監督職員と協議するものとする。

リベットアンカーは、φ4.8mm、L=29.9mm、ステンレス 製とする。

ワッシャーは、φ25mm、1.0mm、M6 用、SUS304 製とする。

(2) 見本又は資料の提出

下記に示す据付材料は、使用前に下記の資料を監督職員に提出するものとする。

据付材料名	提出資料
アンカーボルト	カタログ、試験成績書
電気配管配線材料	カタログ、試験成績書
FRP グリッド増厚工法資材	カタログ、試験成績書
コンクリート	試験成績表、配合報告書
高強度炭素繊維グリッド	カタログ、試験成績書
ポリマーセメント	カタログ、試験成績書、配合報告書
リベットアンカー	カタログ、試験成績書

7. 再生資源等の利用

受注者は、本工事の施工に伴い発生するその他の建設資材廃棄物等も、その利用方法等について監督職員と協議しなければならない。
なお、分別の徹底及び適切な保管を行うものとする。

8. 特定建設資材の分別解体等

本工事における特定建設資材の工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法は、次のとおりである。

工程 ご と の 作 業 内 容	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
	①仮設	仮設工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	②土工	土工 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用

及び 解体 方法	⑤ 本体付属品	本体付属品の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑥その他	□有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

注) ■が該当部分である。

9. 建設資材等の搬出

本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物等を本現場内で利用することが困難な場合は、次に示す処理施設へ搬出するものとするが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

建設資材廃棄物	処理施設名	住 所	受入時間	事業区分
無筋コンクリート殻	物部採石	栃木県真岡市鹿	8:00-17:00	

10. 補強計画

(1) 下地処理工

1) ブラスト工法、ウォータージェット工法等を用い局所的な脆弱部を除去しなければならない。また、脆弱部を除去した殻については集積し汚泥として処理を行うことを想定しているが、これによりがたい場合は監督職員と協議するものとする。

2) 作業後に用水路の表面に付着物・劣化物のないコンクリート表面であることを確認するものとする。

(2) 炭素繊維グリッド系接着工

1) 高強度炭素繊維グリッドは、リベットアンカーで既設コンクリートに強固に固定するものとする。アンカー本数は10 本/m² とするのが一般的である。ただし、既設コンクリートの表面状態や形状に応じて、アンカーの形状や打込本数を調整してもよい。既設コンクリートと補強材の間にできる限り隙間が生じないように施工するものとする。リベットアンカーで固定する際、ドリルによる削孔時やアンカー締め付け時にFRP グリッドに損傷を与えないよう注意して施工する。

2) 補強材の重ね継手部は、グリッドの交差部を3点(2格子)以上重ねるよう配置する。なお、公称断面積が150mm²以上のFRPグリッドは実験により必要継手長を確認することを原則とする。

(3) 表面被覆工

1) プライマー工

ポリマーセメントモルタル塗布の下地は、プライマーを吹付するものとし、吹付前にモルタルフロー試験等を実施し流動性を確認する必要がある。

2) 左官工

①パテ塗り工法

下層パテをなるべく凹凸が少ないように、手塗り・ゴムヘラ等により施工する。FRPグリッドを下層に貼り付け、適切に設置する。上層パテを下層と同様になるべく均一になるように施工する。夏季及び冬季における施工では、気温により樹脂の粘土や可使時間が異なる。したがって、おおむね25℃以上または10℃以下の場合には、適切な温度対策を行うことが望ましい。

②流し込み工法

エポキシ樹脂による施工は、流し込み工法により行うことを標準とする。しかし小規模施工、施工時間の節約、障害物等により流し込み工法の適用性が劣る場合は、パテ塗り工法やその他の工法により施行を行うものとする。

3) 養生

①夜間等で気温が4℃以下になる恐れがある場合は、シート養生を行うなど、ポリマーセメントモルタルの硬化に影響を与えないように留意するものとする。また、加温養生が必要なときは監督職員と協議するものとする。

②風の吹き込む施工箇所等では、モルタル表面が乾燥することによるひび割れを防ぐため必要に応じ適切な養生を行うものとする。

第16章 試験及び検査

1. 中間技術検査

- (1) 発注者から監督職員を通じて、中間技術検査を実施する旨、通知を受けた場合は従わなければならない。
- (2) 中間技術検査を受ける場合、あらかじめ監督職員から指示する出来形図及び出来形数量内訳書を作成し、監督職員へ提出しなければならない。
- (3) 契約図書により義務付けられた工事記録写真、出来形管理資料、工事関係図及び工事報告書等の資料を整備し、中間技術検査を命ぜられた職員（以下「技術検査職員」という。）から提示を求められた場合は従わなければならない。
- (4) 技術検査職員から修補を求められた場合は従わなければならない。
- (5) 中間技術検査又は修補に要する費用は、受注者の負担とする。

2. 既済部分検査

受注者は、既済部分検査により確認した出来形部分の引渡しは行わないものとし、引渡しまで善良な管理を行うものとする。

第17章 施工管理等

1. 主任技術者の資格

主任技術者または監理技術者は、次に示す資格を有するものでなければならない。

ア 主任技術者

建設業法第7条第2項イ又はロ、又はハに該当する者であること。

イ 監理技術者

- ① 建設業法第15条第2号イ又はハに該当する者であること。
- ② 監理技術者資格者証を有する者であること。

ただし、監理技術者資格証を平成16年3月1日以降に交付されている場合は、講習修了証についても有する者であること。

主任技術者等の資格は、入札公告の要件による。

2. 施工管理

施工管理は、農林水産省農村振興局制定「施設機械工事等施工管理基準」及び共通仕様書（施）による。なお、これらに定められていない事項については、受注者の基準によるが、この場合はあらかじめ監督職員の承諾を得るものとする。

3. 工事写真における黑板情報の電子化について

黑板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黑板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、工事契約後に監督職員の承諾を得た上で黑板情報の電子化を行うことができる。黑板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の（１）から（４）によりこれを実施するものとする。

（１）使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黑板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下「機器等」という。）は、「施設機械工事等施工管理基準 第１編 共通編 第２章 撮影記録による施工管理」に示す項目の電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」URL (<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>) に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。

（２）機器等の導入

- １）黑板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。
- ２）受注者は、黑板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。

（３）黑板情報の電子的記入に関する取扱い

- １）受注者は、（１）の機器等を用いて工事写真を撮影する場合は、被写体と黑板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。
- ２）本工事の工事写真の取扱いは、「施設機械工事等施工管理基準 第１編 共通編 第２章 撮影記録による施工管理」及び「電子化写真データの作成要領（案）」によるものとする。なお、上記１）に示す黑板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領（案） ６ 写真編集等」に示す写真編集」には該当しないものとする。
- ３）黑板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黑板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。

（４）写真の納品

受注者は、（３）に示す黑板情報の電子化を行った写真を、工事完成時に発注者へ納品するものとする。

なお、受注者は納品時に URL (https://dcpadv.jcomsia.org/photofinder/pac_auth.php) の チェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黑板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

（５）費用

機器等の導入に要する費用は、従来の黑板に代わるものであり、技術管理費の写真管理に要する費用に含まれる。

4. 工事現場等における遠隔確認について

- １）本工事は、施工段階確認、材料検査、立会等による確認を受注者が動画撮影用カメラに

より撮影した映像と音声を監督職員等に同時配信し、双方向通信により会話をしながら監督職員等がモニター上で工事現場等の確認（以下「遠隔確認」という）を行う工事である。

2) 遠隔確認の活用は、別添の「工事現場等における遠隔確認に関する実施要領」によるものとする。

3) 農林水産省が推奨する Web 会議システムは、Microsoft Teams である。

4) 通信環境が整わない現場や遠隔確認が非効率となる場合も想定されることから、受発注者の協議により遠隔確認の適用・不適用を決定するものとする。

第 18 章 条件変更の補足説明

本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書と異なる場合、あるいは設計図書に示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりである。

- 1) 設計諸元等条件変更に係るもの
- 2) 交通誘導警備員の配置が必要となった場合
- 3) 第三者との協議によるもの
- 4) 改修予定の戸当りが既設利用可能である場合。また、既設利用予定の戸当りが利用不可となり、新たに再設計を追加する場合。
- 5) 現場進入路の拡幅及び据付ヤード等の必要が生じた場合
- 6) 不可抗力によるもの
- 7) 法・基準の改正に係るもの
- 8) 発生材仮置き場が変更となった場合
- 9) 歩掛調査の対象となった場合
- 10) 仮締切、水替工が必要となった場合
- 11) 撤去する電気盤等に P C B 含有機器等が含まれている場合
- 12) 既設利用機器等について再利用ができない場合
- 13) 改修を予定していた機器等が既設利用可能である場合
- 14) 土木構造物の補修、撤去等が必要となった場合
- 15) 電動式開閉装置に開度発信機等を追加する場合
- 16) 遠隔確認の試行を行う場合
- 17) 既設電気配線、配管の撤去等を変更追加する場合
- 18) 電気配線、配管に変更が生じた場合
- 19) 既設設備撤去、据付用機械等の変更が必要となった場合
- 20) 第 11 章 構造及び製作 2. ゲート設備 に示す仕様及び数量等が変更となった場合
- 21) 第 13 章 電気通信設備 に示す仕様及び数量等が変更となった場合
- 22) 第 17 章 4 に示す遠隔確認に使用する機器等の費用が必要になった場合
- 23) 電線等の保護工、又は移設等が必要となった場合
- 24) 左右岸分土工（左岸制水ゲート・右岸制水ゲート）の改修を変更追加する場合
- 25) 既設鋼製付属設備が既設利用可能な場合。また、既設利用のために塗装塗替えを行う場合
- 26) 塗装塗替えのために塗料の分析を行う必要がある場合。また分析の結果有害物質が含まれていた場合
- 27) 既設ゲート撤去工等に伴い建設資材廃棄物等の搬出・処理が必要になった場合

28) その他、監督職員が必要と認めたもの

第 19 章 設計変更等

受注者は設計変更の必要が生じ、契約変更に必要な設計図書の作成を監督職員から指示された場合は、それに応ずるものとし、その経費については別途協議のうえ設計変更時に計上するものとする。

第 20 章 その他

1. 電子納品

工事完成図書を、共通仕書書（施）第 1 編 第 1 章 1-1-27 及び第 1 章 1-1-29 に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

- ・工事完成図書の電子媒体（CD-R、DVD-R 若しくは BD-R）正副 2 部

2. 配置予定監理技術者等の専任期間

請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定める。

また、現場への専任期間については、契約工期が基本となるが、契約工期内であっても、工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く）事務手続き、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。

なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日とする。

さらに、工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間については、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、同一の監理技術者等がこれらの製作を一括管理することができる。

3. 契約後 VE 提案

（1）定 義

「VE 提案」とは、工事請負契約書第 19 条の 2 の規定に基づき、契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案をいう。

（2）VE 提案の意義及び範囲

1) VE 提案の範囲は、設計図書に定められている内容のうち工事材料及び施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。

2) ただし、次の提案は、VE 提案の範囲に含めないものとする。

- ① 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案
- ② 工事請負契約書第 18 条（条件変更等）に基づき条件変更が確認された後の提案
- ③ 競争参加資格要件として求めた同種工事又は類似工事の範囲を超えるような工事材料、施工方法等の変更の提案

（3）VE 提案書の提出

1) 受注者は、(2)の VE 提案を行う場合、次に掲げる事項を VE 提案書（共通仕様書（施）工事関係書類様式（様式-6）の様式 1～様式 4）に記載し、発注者に提出しなければならない。

- ① 設計図書に定める内容と VE 提案の内容の対比及び提案理由
- ② VE 提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む）
- ③ VE 提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠
- ④ 発注者が別途発注する関連工事との関係
- ⑤ 工業所有権を含む VE 提案である場合、その取り扱いに関する事項
- ⑥ その他 VE 提案が採用された場合に留意すべき事項

2) 発注者は、提出された VE 提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を 受注者に求めることができる。

3) 受注者は、VE 提案を契約締結の日より、当該 VE 提案に係る部分の施工に着手する日の 35 日前までに、発注者に提出できるものとする。

4) VE 提案の提出費用は、受注者の負担とする。

(4) VE 提案の適否等

1) 発注者は、VE 提案の採否について、原則として、VE 提案を受領した日の翌日から 14 日以内に書面（共通仕様書（施）工事関係書類様式（様式-6）の様式 5）により通知するものとする。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。

2) また、VE 提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。

3) VE 提案の審査に当たっては、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性を評価する。

4) 発注者は、VE 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第 19 条の 2（設計図書の変更に係る受注者の提案）の規定に基づくものとする。

5) 発注者は、VE 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第 25 条（請負代金額の変更方法等）の規定により請負代金額の変更を行うものとする。

6) 前項の変更を行う場合においては、VE 提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の 10 分の 5 に相当する額（以下、「VE 管理費」という。）を削減しないものとする。

7) VE 提案を採用した後、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合において、発注者が VE 提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。

8) 発注者は、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合には、工事請負契約書第 25 条（請負代金額の変更方法等）第 1 項の規定に基づき、請負代金額の変更を行うものとする。VE 提案を採用した後、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合の前記 6）の VE 管理費については、変更しないものとする。

ただし、双方の責に帰することができない理由（不可抗力、予測不可能な事由等）により、工事の続行が不可能又は著しく工事低減額が減少した場合においては、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

(5) VE 提案書の使用

発注者は、VE 提案を採用した場合、工業所有権が設定されたものを除き、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、当該工事以外の工事においてその内容が無償で使用する権利を有するものとする。

(6) 責任の所在

発注者が VE 提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においても、VE 提案を行った受注者の責任が否定されるものではないこととする。

4. 工事の施工効率向上対策

受発注者間の現場条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、現場代理人等の受注者代表は、次の事項並びに「工事の施工効率向上対策」（農水省 WEB サイト）を十分に理解のうえ、対応するものとする。

(1) 工事円滑化会議（施工条件確認会議）

工事契約後に、円滑な工事着手が図れるよう事業所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）及び監督員が、現場代理人、受注会社幹部に設計の考え方等を説明し、共有を図るものとする。なお、開催日程、出席者、課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。

(2) 工事円滑化会議（工程確認会議）

工事着手時および新工種発生時等において、現場代理人・受注会社幹部並びに事業所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）、監督員が、施工計画、工事工程等について確認し、円滑な工事の実施を図る工事円滑化会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。

(3) 設計変更確認会議

工事完成前に、設計変更手続きや工事検査が円滑に行われるよう、現場代理人・受注会社幹部並びに事業所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）、監督員が工期、設計変更内容、技術提案の履行状況等について、高いレベルで確認する設計変更確認会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員と協議し定めるものとする。

(4) 建設コンサルタントの出席

上記（1）、（2）、（3）の会議に必要な応じて建設コンサルタントを出席させる場合は、「良質構造物設計施工技術検討業務実施要領」を参考として必要経費を積算し、別途契約により対応するものとする。

なお、工事受注者の同会議出席に要する経費については、当該工事の現場管理費の中の通信交通費に含まれるものと考えており、開催回数に関わらず変更契約の対象としない。

(5) 工事円滑化会議、設計変更確認会議において確認した事項については、打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。

5. 工事付属品

本工事で製作据付した設備の維持管理及び運転操作に必要な図書等は、工事付属品として監督職員の指示する場所に 3 部を備え付けなければならない。

6. 現場環境の改善の試行

本工事は、だれでも働きやすい現場環境（快適トイレ）の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。

（１）内容

受注者は、現場に以下のア～サの仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

ただし、シ～チについては、満たしていればより快適に使用できるものと思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

- ア 様式（洋風）便器
- イ 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
- ウ 臭い逆流防止機能
- エ 容易に開かない施錠機能
- オ 照明設備
- カ 衣類掛け等のフック、又は荷物の置ける棚等（耐荷重を 5 kg 以上とする）

【付属品として備えるもの】

- キ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- ク 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- ケ サニタリーボックス
- コ 鏡と手洗器
- サ 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- シ 便房内寸法 900×900mm 以上（面積ではない）
- ス 擬音装置（機能を含む）
- セ 着替え台
- ソ 臭気対策機能の多重化
- タ 室内温度の調整が可能な設備
- チ 小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）

（２）快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記（１）の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】ア～カ及び【付属品として備えるもの】キ～チの費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000 円／基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各 1 基ずつ 2 基／工事までとする。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、2 基／工事より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、別途計上は行わない。

（３）快適トイレの手配が困難な場合は、監督職員と協議の上、本項の対象外とする。

7. 週休2日制工事の試行

- (1) 本工事は、月単位の週休2日に取り組むことを前提として、労務費、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正した試行対象工事である。受注者は、契約後、週単位又は月単位の週休2日の取組について工事着手前に選択し、選択結果について発注者と協議した上、週休2日による施工を行わなければならない。

なお、受注者の責によらない現場条件・気象条件等により週休2日の確保が難しいことが想定される場合には監督職員と協議するものとする。

- (2) 週単位の週休2日とは、対象期間のすべての週において、1週間に2日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。なお、受注者自ら2日以上現場閉所を行うことは可能とする。月単位の週休2日とは、対象期間において、すべての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

なお、ここでいう対象期間、現場閉所等の具体的な内容は次のとおりである。

- 1) 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

- 2) 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。

- 3) 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

- (3) 週休2日（4週8休以上）の実施の確認方法は、次によるものとする。

- 1) 受注者は、契約後、週単位又は月単位の週休2日の取組について工事着手前に選択し、週休2日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。

- 2) 受注者は、週休2日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。なお、週休2日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等により行うものとする。

- 3) 監督職員は、上記受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。

- 4) 監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合や、実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から上記2)の記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。

- 5) 報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。

- (4) 監督職員が週休2日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。

- (5) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数により、労務費、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正する。

- 1) 補正係数

	週単位の週休 2 日	月単位の週休 2 日
現場閉所率	1 週間に 2 日以上	28.5%（8 日 / 28 日）以上
労務費	1.02	1.02
共通仮設費（率分）	1.05	1.04
現場管理費（率分）	1.06	1.05

2) 補正方法

当初積算において月単位の週休 2 日の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じている。なお、発注者は、工事完成時に現場閉所の達成状況を確認後、達成状況に応じて、工事請負契約書第 25 条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき精算変更を行う。週単位の週休 2 日を達成した場合は、上記 1) に示す週単位の補正係数による補正を行い増額変更し、月単位の週休 2 日を達成できない場合は、補正を行わずに減額変更する。また、提出された工程表が週休 2 日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休 2 日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、契約違反として「地方農政局工事成績等評定実施要領（模範例）の制定について」（平成 15 年 2 月 19 日付け 14 地第 759 号大臣官房地方課長通知。以下「工事成績要領」という。）別紙 8（事業（務）所長用）に示す「7. 法令遵守等」において、点数 10 点を減ずるものとする。

8. 週休 2 日制の促進

（1）本工事は、週休 2 日制工事の促進における履行実績取組証明書の発行を行う工事である。

9. CORINS への登録

技術者の従事期間は、契約（変更の場合は、変更契約）工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。

10. 熱中症対策に資する現場管理費の補正

（1）本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。

（2）用語の具体的な内容は次のとおりである。

ア 真夏日

日最高気温が 30℃ 以上の日をいう。

イ 工期

準備・後片付け期間を含めた工期をいう。なお、年末年始休暇分として 12 月 29 日から 1 月 3 日までの 6 日間、8 月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

ウ 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$$\text{真夏日率} = \text{工期期間中の真夏日} \div \text{工期}$$

（3）受注者は、工事着手前に工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載した施工計画書を作成し、監督職員へ提出する。

（4）気温の計測方法については、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又

は環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）を用いることを標準とする。

なお、WBGTを用いる場合は、WBGTが25℃以上となる日を真夏日となす。

ただし、これによりがたい場合は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所以外の気象観測所で気象業務法（昭和27 年法律第165 号）に基づいた気象観測方法により得られた計測結果を用いることも可とする。

（5）受注者は、監督職員へ計測結果の資料を提出する。

（6）発注者は、受注者から提出された計測結果の資料を基に工期中の日最高気温から真夏日率を算定した上で補正値を算出し、現場管理費率に加算し設計変更を行うものとする。

$\text{補正値（\%）} = \text{真夏日率} \times \text{補正係数※}$
--

※ 補正係数：1.2

11. 1日未満で完了する作業の積算

- （1）本工事における1日未満で完了する作業の積算（以下、「1日未満積算基準」という。）は、変更積算のみに適用する。
- （2）受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について、協議の発議を行うことができる。
- （3）同一作業員の作業が他工種等の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。
- （4）受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要な根拠資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。
- （5）災害復旧工事等での人工精算、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用しての積算など、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。
- （6）1日未満積算基準「3判定方法（3）判定に使用する作業量の考え方」により、別箇所として扱う箇所は、第20章9の箇所とする。

第21章 定めなき事項

- （1）契約書、設計図面、及び本仕様書に示されていない事項であっても構造、機能上又は製作据付上当然必要と認められる軽微な事項については受注者の負担で処理するものとする。
- （2）この仕様書に定めない事項又は、この工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

「別紙 設計諸元表」

施 設 名		長田分木工	柳林放流工	
設 備 名			制水ゲート	放流ゲート
形 式		鋼製丸形 スライドゲート	プレートガータ鋼製 ローラゲート	プレートガータ鋼製 スライドゲート
数 量		1 門	1 門	1 門
純 径 間		φ 800	4.500 m	2.500 m
有 効 高			1.800 m	1.200 m
設計水深	外水位	1.746 m	2.000 m	2.487 m
	内水位	0.000 m	0.000 m	0.000 m
操作水深 (開時)	外水位	1.746 m	2.000 m	2.487 m
	内水位	0.000 m	0.000 m	0.000 m
操作水深 (閉時)	外水位	1.746 m	2.000 m	2.487 m
	内水位	0.000 m	0.000 m	0.000 m
ゲ ー ト 敷 高		－	0.000 m	0.000 m
主 要 材 質		扉体:ステンレス製	扉体:SUS304 戸当り：SUS304,SS400	扉体:SUS304 戸当り：SUS304,SS400
水 密 方 式		全周ゴム水密	前面 3 方ゴム水密	後面 4 方ゴム水密
開 閉 方 式		電動ラック式 (1本吊)	電動ラック式 (2本吊)	電動ラック式 (2本吊)
開 閉 速 度		0.3 m/min	0.3 m/min	0.3 m/min
操 作 方 式		機側操作	機側及び遠隔操作	機側及び遠隔操作
揚 程		0.835m	1.800m	1.200m
余 裕 厚		－	0.0 mm	0.0 mm
た わ み 度		－	1/600 以下	1/600 以下
許 容 応 力 度		鋼構造物計画設計技術指針「小形水門扉編」利用の手引き		

「別紙 設計諸元表」

施 設 名		油川分水工
設 備 名		
形 式		プレートガーダ鋼製 スライドゲート
数 量		1 門
純 径 間		1.100 m
有 効 高		1.000 m
設計水深	外水位	1.600 m
	内水位	0.000 m
操作水深 (開時)	外水位	1.600 m
	内水位	0.000 m
操作水深 (閉時)	外水位	1.600 m
	内水位	0.000 m
ゲ ー ト 敷 高		0.000 m
主 要 材 質		扉体:SUS304 戸当り: SUS304,SS400
水 密 方 式		後面 4 方ゴム水密
開 閉 方 式		電動ラック式 (1本吊)
開 閉 速 度		0.3 m/min
操 作 方 式		機側操作
揚 程		1.000 m
余 裕 厚		0.0 mm
た わ み 度		1/600 以下
許 容 応 力 度		鋼構造物計画設計技術指 針「小形水門扉編」利用 の手引き

(別記様式1)

工 期 通 知 書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

分任支出負担行為担当官
関東農政局栃木南部農業水利事業所長
様

住所
商号又は名称
氏名 印

次のとおり工期を定めたので通知します。

工 事 名	〇〇〇〇工事
工 事 場 所	〇〇県〇〇市〇〇
契約予定年月日	令和 年 月 日
工 事 の 始 期	令和 年 月 日
工 期	工 事 の 始 期 から (〇〇〇日間) 令和 年 月 日 まで

※契約の締結までに提出すること。

※契約書には本通知書により通知した工期（工事の始期及び終期）を記載する。